## 会費規程

洋上風力人材育成推進協議会

(目的)

第1条 この規程は、洋上風力人材育成推進協議会の協議会規約第16条の規定に基づき、 会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 この会員の会費は、次に定めるとおりとする。

年 300,000 円

2 会員が年度途中に入会又は退会した場合であっても、入会又は退会年度の年会費は全額を支払うものとする。

(会費の免除)

- 第3条 以下に該当する者については、会費の支払いを免除する。
- (1) 地方自治体、関係学会、及び研究・教育機関
- (2) 洋上風力人材育成推進協議会の総会で免除が認められたもの

(会費の納入)

第4条 会員の会費は、年度初に一括納入することを原則とする。

(附 則)

- 1 本規定は、2024年度から実施する。
- 2 2024 年度の会費の支払いについては、第 4 条の規定にかかわらず、別途運営委員会が 定める時期までに納入するものとする。